

宮崎県ユニセフ協会規約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、宮崎県ユニセフ協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を宮崎県宮崎市鶴島町2丁目9番6号みやざきNPOハウス202号に置く。

(目 的)

第3条 本会は、公益財団法人日本ユニセフ協会(「日本ユニセフ協会」)との協力協定に基づき、宮崎県において、日本ユニセフ協会の活動目的の実現に協力することを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) ユニセフのための広報・啓発活動
- (2) ユニセフへの協力(募金)活動
- (3) その他日本ユニセフ協会の活動目的を実現するために必要な活動

第二章 運 営

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- (1) 理 事 20名以内
- (2) 監 事 2名以内

(選 任)

第6条 理事及び監事は、評議員会において選任し理事の中から互選で次の役職者を選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 常務理事 若干名

(職 務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の決議に基づき必要に応じて本会の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、本会の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、本会の会計及び業務執行状況を監査する。

第三章 理事会

(権能)

第8条 会長は、年1回以上理事会を開催し、この規約に定めるもののほか、次の事項について決議し、理事会の議長として理事会を運営する。

- (1) 本会の事業計画及び予算案
- (2) 本会の事業報告及び決算
- (3) その他本会の業務に関する重要事項

(定足数)

第9条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席で成立する。

(議決)

第10条 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第四章 評議員会と顧問

(評議員)

第11条 本会は、評議員20名以上30名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(評議員会)

第12条 評議員会は、毎年1回以上開催する。

- 2 評議員会は、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会が推薦し会長が委嘱する。

第五章 サポート会員

(賛助会員)

第14条 本会の主旨に賛同し、後援する団体によるサポート会員制度を設けることができる。

- 2 サポート会員制度に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第六章 会計

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に事務局長（会長が任命する）及び必要な職員を置くほか、積極的にボランティアの参加を得るものとする。

第七章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第17条 この規約は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第18条 本会は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て解散することができ、残余財産については「日本ユニセフ協会」に寄付するものとする。

第八章 補則

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

第20条 この規約は、2011年4月1日より施行する。

2 日本ユニセフ協会宮崎県支部規約（平成14年11月13日制定）は廃止する。

(附則)

第21条 この規約は、2021年5月10日より施行する。 (第2条 改正)

(附則)

第22条 この規約は、2023年 月 日より施行する。 (第五章 新設)